

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案） に係る意見聴取について

令和3年12月15日

個人情報保護委員会事務局

デジタル社会の実現に向けた重点計画（案）

■ デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「重点計画」という。）は、

- ① デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第37条第1項に規定するデジタル社会の形成に関する重点計画
- ② 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項に規定する情報システム整備計画
- ③ 官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）第8条第1項に規定する官民データ活用推進基本計画

の3つの計画を統合したものとして策定される、政府が定める計画（閣議決定）である。

■ 重点計画は、目指すべきデジタル社会の実現に向けて、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記したものであり、デジタル庁を始めとする各府省庁がデジタル化のための構造改革や個別の施策に取り組み、また、それを世界に発信・提言する際の羅針盤となるものであるとされている。

■ 12月下旬にデジタル社会推進会議で決定されたのち、閣議決定される予定。

委員会に対する意見聴取について

- 内閣総理大臣がデジタル社会の形成に関する重点計画の案を作成する際は、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（デジタル社会形成基本法第37条第4項）。
- また、内閣総理大臣が官民データ活用推進基本計画の案を作成する際にも、個人情報保護委員会の意見を聴くこととされている（官民データ活用推進基本法第8条第4項）ほか、個人に関する情報をその内容に含む官民データ活用の推進に関する重要事項について、個人情報保護委員会との緊密な連携を図ることとされている（同法第8条第9項）。
- なお、今回の意見聴取については、本年9月のデジタル社会形成基本法の施行後及びデジタル庁の発足後、初めて実施されるものである。

重点計画（案）の内容について <本文>

- 「デジタルにより目指す社会の姿」を実現するため、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略を推進することが求められる旨が記載されている。
- 「デジタル社会の実現に向けての理念・原則」として、「誰一人取り残されないデジタル社会の実現」、「デジタル社会形成のための基本原則」、「BPRと規制改革の必要性」及び「クラウド・バイ・デフォルト原則」について記載されている。
- 「デジタル化の基本戦略」として、「デジタル社会の実現に向けた構造改革」、「デジタル田園都市国家構想の実現」、「国際戦略の推進」、「安全・安心の確保」、「包括的データ戦略の推進」及び「デジタル産業の育成」が掲げられている。
 - このうち、「安全・安心の確保」に関しては、「**個人情報保護**」として、以下の事項について記載。
 - ・ 令和3年5月に成立したデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報保護法により、令和4年4月以降、行政機関等における個人情報等の取扱いについても個人情報保護法の規律が適用される。
 - ・ **各行政機関等においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、改正後の個人情報保護法の規律に則り、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保するものとする。**
 - ・ 委員会は、令和2年改正法及び令和3年改正法の施行に向け、**地方公共団体との丁寧なコミュニケーション、ガイドライン等の整備や制度の周知・広報**等に積極的に取り組む。
 - ・ 改正法によって拡大される事務・権限を適切に執行するため、**個人情報保護委員会の体制の強化**を図る。
 - また、「包括的データ戦略の推進」に関しては、「ベース・レジストリの整備の推進等」について記載されている。
- 「デジタル社会実現に向けた施策」については、「国民に対する行政サービスのデジタル化」、「暮らしのデジタル化」、「規制改革」、「産業のデジタル化」、「デジタル社会を支えるシステム・技術」、「デジタル社会のライフスタイル・人材」の6項目に分けて、関連する施策について記載されている。

(参考)「デジタル社会実現に向けた施策」

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

- 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン
- 新型コロナウイルス感染症対策など緊急時の行政サービスのデジタル化
- マイナンバー制度の利活用の推進
- マイナンバーカードの普及及び利用の推進
- 公共フロントサービスの提供等

2. 暮らしのデジタル化

- 暮らしを変えるデータ連携の実現
- 準公共分野のデジタル化の推進
- 相互連携分野のデジタル化の推進

3. 規制改革

4. 産業のデジタル化

- 事業者向け行政サービスの質の向上に向けた取組
- 中小企業のデジタル化の支援
- 産業全体のデジタルトランスフォーメーション

5. デジタル社会を支えるシステム・技術

- 国の情報システムの刷新
- 地方の情報システムの刷新
- デジタル化を支えるインフラの整備
- デジタル社会に必要な技術の研究開発・実証の推進

6. デジタル社会のライフスタイル・人材

- ポストコロナも見据えた新たなライフスタイルへの転換
- デジタル人材の育成・確保

重点計画（案）の内容について <施策集>

- 個人情報保護委員会として実施していく施策として、以下の2点について記載されている。
 - 信頼性のある個人データ流通のための国際的な枠組み構築に向けた取組及びAPEC・CBPRシステムの推進(2-2)
 - 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する相談対応及び情報発信(3-4)
- このほか、個人情報等の取扱いに係る施策として、各府省が行う次のような施策が盛り込まれているところであり、個人の権利利益の保護のため、関係府省への助言等、必要な対応を行っていく。
 - 国際的なデータ流通の推進(2-1)
 - 分野ごとデータ連携基盤間でのデータ流通を促進する分散型分野間データ連携の推進(4-1)
 - 国土交通データプラットフォーム整備(4-2)
 - いわゆる情報銀行やデータ取引市場等の実装に向けた制度整備(4-3)
 - 「レセプト情報・特定健診等情報データベース」(NDB)に係る情報の充実、医療等分野における識別子(ID)の導入(4-11)
 - 土地情報連携の高度化(4-21)
 - 不動産関連データの連携基盤となる不動産ID(共通番号)のルール整備(4-23)
 - 子育て・介護ワンストップの推進(5-8)
 - 引越しワンストップサービスの推進(5-9)
 - 保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みの推進(6-1)
 - 健康・医療・介護等データの流通・利活用環境の実現(6-2)
 - 指定難病患者、小児慢性特定疾病児童等の診療情報を登録するためのデータベースの活用促進(6-4)
 - 匿名加工医療情報の利活用の推進(6-5)
 - 予防接種記録の電子化推進と疫学調査等への活用の検討(6-6)
 - 次世代の学校・教育現場を見据えた先端技術・教育データの利活用促進(6-10)
 - ICTを活用した教育サービスの充実(6-11)
 - 学習データの継続的な活用の推進(6-12)
 - 防災・減災のため、必要な情報を円滑に共有できる仕組みの構築(6-14)
 - 国・地方公共団体・事業者等における災害情報の共有の推進(6-18)
 - 農林水産省地理情報共通管理システム(eMAFF地図)による農地情報の一元化に資する農地情報公開システムの見直し(6-37)
 - デジタル技術やデータを活用したスマートシティの推進(7-3)
 - 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の推進(7-5)
 - 認知症対応型AI・IoTシステムの研究開発(9-32)